

令和4年予備試験解答速報 - 商法

1 設問 1

2 1. Dは、甲社の「株主」して株主代表訴訟（会社法 847 条 1 項本文）

3 を提起し、甲社の代表取締役 A、取締役 B 及び取締役 E については、

4 ①本件取引が C に対する利益供与（120 条 1 項）に当たるとして、本

5 件取引によって C に「供与した利益の価額に相当する額」の支払いを

6 請求する（120 条 4 項本文）とともに、②本件取引に係る任務懈怠に

7 基づく損害賠償請求（423 条 1 項）をすることが考えられる。

8 本件取引の相手方である株主 C に対しては、③本件取引が C に対す

9 る利益供与に当たるとして、C が本件取引によって受けた「財産上の

10 利益…の…返還」（120 条 3 項本文）を請求することが考えられる。

11 2. ①

12 （1）「株式会社」甲は、甲社の株式を 1000 株有する株主 C との間で、

13 C が所有する本件土地を代金 2 億円で購入する旨の本件取引をして

14 いる。

15 （2）甲社は、商品を補完する倉庫を建設するための用地として、適正

16 価格である 2 億円で本件土地を購入したのだから、2 億円は本件土

17 地の売買契約における適正な対価であり、C に対する「財産上の利

18 益」に当たらないといえる。しかし、甲社において、C との間で倉

19 庫建設の用地として本件土地の売買交渉を進めていたところ、不動

20 産業者から倉庫建設に適した別の土地の情報がもたらされ、本件土

21 地の買取りを見送るとの結論に達していたのだから、本来であれば、

22 本件土地に係る本件取引には至っていなかった。そうすると、C に

1 としては、本件土地を売買により換金できること自体が利益である
2 といえるから、甲社が C との間で本件取引をしたことは C に対する
3 「財産上の利益の供与」に当たる。

4 (3) A は、C に対して、本件土地の買取りを見送る旨を説明したとこ
5 ろ、C から今後の対応について D に相談すると言われ、C と D が協
6 調して行動することを恐れ、本件土地の買取りに応じることとして
7 いる。C と D は、甲社の発行済株式 5000 株のうちその過半数に当
8 たる 2600 株を保有しているから、A は、A と D が経営方針をめぐ
9 って対立している状況下で、甲社の株式の過半数を有する C 及び D
10 が協調して A の経営方針に反する権利行使をすることを恐れ、それ
11 を回避するために、本件取引に応じることにしたものと考えられる。
12 したがって、本件取引による財産上の利益の供与は、「株主」である
13 C 及び D の「権利の行使に関し」てなされたものといえるから、本
14 件取引には利益供与が成立する。

15 (4) A は、甲社を代表として C との間で本件取引をしたのだから、「利
16 益の供与…に関する職務を行った取締役」(120 条 4 項本文、会社法
17 施行規則 21 条 1 号)として、甲社に対して、本件取引によって C
18 に「供与した利益の価額に相当する額」を支払う義務を負う。なお、
19 A は「当該利益の供与をした取締役」に当たるから、無過失証明に
20 よる免責の余地はない(120 条 4 項但書括弧書)。

21 B 及び E は、取締役会において本件取引に賛成したのだから、「当
22 該取締役会の決議に賛成した取締役」(120 条 4 項本文、規則 21 条

1 2号イ)に当たる。そして、B及びEは、事例3におけるAC間の
2 やり取りを知らないと思われるが、一旦、取締役会において、本件
3 土地に倉庫を建設するより不動産業者から提案された土地に倉庫を
4 建設した方が円滑に商品を出荷することが可能となるとの理由で本
5 件土地の買取りを見送るとの結論に達したにもかかわらず、本件土
6 地を買い取ることになったのだから、本件取引が「株主の権利の行
7 使に関し」てなされようとしていることを疑うべき状況にあったと
8 いえる。にもかかわらず、B及びEは、この点に関する調査・確認
9 を怠ったのだから、無過失の証明による免責は認められない。した
10 がって、B及びEは、甲社に対して、本件取引によってCに「供与
11 した利益の価額に相当する額」を支払う義務を負う。

12 3. ②

13 (1) 甲社の「取締役」であるA、B及びEは、利益供与という法令違
14 反により、善管注意義務(330条・民法644条)という「任務を怠」
15 たり、「これによって」、商品の出荷の円滑性が低下することによる
16 「損害」を甲社に被らせた。Aは本件取引が利益供与に当たること
17 を認識しているため故意があり、上記の通りB及びEは利益供与に
18 当たることを知らなかったことについて過失があるから、3名のい
19 ずれについても免責事由(428条1項参照)は認められない。した
20 がって、②の責任も認められる。

21 4. ③

22 利益供与が成立するから、③の責任も認められる。

1 設問 2

2 1. 株主が株主代表訴訟を提起するためには、「株式会社」に対して提訴
3 請求をする必要があるところ（847条1項本文）、甲社は監査役設置会
4 社であるから、甲社の「取締役」である A、B 及び E を相手方とする
5 前記①及び②に係る株主代表訴訟を提起する際には、甲社の「監査役」
6 に対して提訴請求をする必要がある（386条1項1号）。

7 Dは監査役である F に対して提訴請求をしているところ、Fは、提
8 訴請求を受ける前に、乙社の全株式を保有する甲社の代表取締役 A に
9 よって乙社の取締役に選任され（300条本文、319条1項、329条1
10 項）、これを了承することで乙社の取締役に就任しているから、兼任禁
11 止規定（335条2項）に抵触するに至っている。したがって、F に対
12 する提訴請求は、その地位が適法ではない監査役 F に対してなされた
13 という意味で違法であるはずである。

14 もっとも、甲社が自ら F を兼任禁止規定に抵触する乙社の取締役に
15 就任させておきながら、その直後における F に対する提訴請求につい
16 て F の兼任禁止規定違反を理由として違法であると主張することは、
17 矛盾挙動であり信義則（民法1条2項）により許されないと解すべき
18 である。その結果、前記①・②に係る提訴請求は適法となる。

19 したがって、前記①・②に係る株主代表訴訟の提起は適法である。

20 2. 株主 C を相手方とする③に係る提訴請求は、甲社の代表取締役 A に
21 対してなす必要がある（349条4項）から、F に対してなされている
22 点で違法である。よって、③に係る株主代表訴訟の提起は違法である。